

ID: 97

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	利用者負担額の猶予等		
例規名 根拠条項	村田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める規則 第5条第1項		
例規番号	平成27年規則第10号		
【基準】			
第5条の規定による。 (利用者負担額の猶予等)			
第5条 町長は、納入義務者が経済上の理由により利用者負担額を納入することが著しく困難であると認めるときは、その利用者負担額の全部又は一部の徴収を猶予し、又は免除することができる。			
2 前項の規定により利用者負担額の徴収の猶予又は免除を受けようとする納入義務者は、利用者負担額の猶予(免除)申請書(様式第3号)により町長に申請しなければならない。			
3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定し、その旨を利用者負担額猶予(免除)決定(申請却下)通知書(様式第4号)により当該申請に係る納入義務者に通知するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日